主 ダ

原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年に処する。

被告人から金参拾五万五千円を追徴する。

原審並びに当審において生じた訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

検察官藤井勝三の陳述した控訴趣意は、記録に編綴されている検察官岩下武揚名義の控訴趣意書記載のとおりであり、弁護人仙田嘉吉の陳述した答弁は弁護人山本卓一名義の答弁書に記載と同趣旨であるから、いずれもこれらを引用する。

検察官の控訴趣意第一点(法令の解釈適用の誤)について、

論旨は、原審が被告人に対する収賄の各公訴事実について、これと必要的共犯関係にある各贈賄者の自白に独立の証拠能力がないものとし、これを被告人の不利益 な唯一の証拠として、その有罪を認定し得ないものと断じたのは、証拠能力を不当に制限した採証法則の違背があると主張するにある。よつて按ずるに、およそ共犯者の自白のうちには、自白者自身の行為に関する供述たる面と、共犯者の他の一方である他人の行為に関する供述たる面とがあり、前者は本来の意義における自白である。とは言うまでもないが、後者は記した。この共祝者の世界を見る。 あることは言うまでもないが、後者は証人としての共犯者の供述と見るべきもので、一般第三者の証言と何等選ぶところはなく、従つて共犯者の自白は、後者の供 述を指称するものである限り(以下共犯者の自白とは後者の供述を指す)刑事訴訟 法第三百十九条第二項(並びに憲法第三十八条第三項)に所謂本人の自白に包含さ れないものと見るのが至当であり、且つ本人の自白並びに共犯者の自白に補強証拠を必要とする根拠を考えるとすれば、本人の自白は、その証明力必ずしも薄弱ではないのみか、それが任意になされたものである限り、証人の供述よりその証明力は大であるが、万が一にも任意性の判断を誤り、任意性のない虚偽の自白によって有 罪とされる危険があるから、これを防止するためにその証明力を担保すること、ま た、共犯者の自白は、その証明力が司法経験上一般に薄弱であると考えられるため、これを増強することに、いずれもこれを求むべきであるが、本来本人の自白は 自己に不利益な事実を承認するものであつて、被告本人の自身の供述であるから 反対尋問ということはあり得ず、そのまま、その不利益な証拠になるので、その真 実性を担保するためには補強証拠を要することとするのが最も適切であるに反し、 共犯者の自白はその者の供述内容が共犯関係に立つ他方の事実認定の基礎となる場 合であるから、一般に真実性に乏しい共犯者の供述により有罪とされることのない 被告人の法的安全性を確保する必要上、その真実性を吟味させるために、被 告人に対し反対尋問の機会を与えることこそ必要であるので、共犯者の供述をそのまま他方に不利益な証拠とするのではなく、反対尋問の機会を与えてからでなければ、これを証拠とすることができないものとするのを妥当とするのであり、なお多 数の米国州の立法において、共犯者の自白に補強証拠を必要とした理由となつているところの、共犯者が罪責を免れ又は他に責任を転嫁するため、虚偽の自白をしが ちであるというごときことは、特に共犯者の供述にのみ限られた現象とは考えられないばかりでなく、米国と裁判制度を異にするわが国において必ずしも之と同様に 論結する必要は認められない。かく〈要旨〉て、本人の自白に補強証拠を必要とする ことから、直ちに共犯者の自白にこれを必要とするとの結論はでてこ〈/要旨〉ない のみでなく、却つて共犯者の自白を本人の自白と同一視し、これに補強証拠を要す ることとする実質的理由はないものといえるし、他に補強証拠を必要とすると解すべき法令上の根拠は見出し難いから、共犯者の供述は、他の共犯者たる被告人に対 反対尋問の機会を与えられた限り、何等の補強証拠も必要とせず 、これのみに より被告人の有罪を認定し得る完全な独立の証拠能力を有するものと解するを相当 とし、ただ各具体的事件についてその証明力に対する自由心証上の価値評価には深 甚な考慮を要するものがあるに過ぎない。もつとも、本人の自白に補強証拠を必要 とする理由を、自白の偏重からその強要の弊を防止するにあるとし、この点からし て共犯者の自白を被告本人の自白と区別する理はなく又もし共犯者の自白に補強証 拠を要しないこととすれば、共犯者の一方が自白し、他方が否認した場合に自白した方は無罪となり、否認した方は有罪となり、共犯関係を合一的に解決することが できなくなるとの見地から、共犯者の自白にも補強証拠を必要とするとの見解がな いではないが、右は前に説示したとおり本人の自白と共犯者の自白との差異等から 生ずる帰結であつて賛同し難い。これを本件についてみるら、被告人の収賄の各公 訴事実に関し、共同審理を受けない共犯者たる贈賄者側のA、B、Cの同人等に対 する贈賄等被告事件における検察官に対する各供述調書に、被告人の右公訴事実に

検察官の控訴趣意第二点(事実誤認)について、

そして、当裁判所は本件記録及び原裁判所において取調べた証拠によつて、直ち に判決をすることができるものと認められるので、原判決を破棄した上、刑事訴訟 法第四百条但書に則り、更に裁判をすることとする。

そこで当裁判所は、原判決が有罪を認定したとおりの事実を、原判決に摘示の証拠により認定するほか、次の事実を左の証拠により認定する。

(事実)

被告人は昭和二十五年二月末頃から同二十六年一月十三日迄佐賀県神埼土木出張 所長として、管内の土木工事について、請負業者の指名及び入札、工事監督等土木 行政に関する全般の権限を有する職務に従事していたものであるが、土木工事の入 札に関し指名を受けた謝礼、及び将来の土木工事請負に関して便宜の取扱をされた いとの趣旨の下に、供与されるものであることを知りながら、

右所管内土木請負業者A

昭和二十五年三月末頃佐賀県神埼郡a村大字bの被告人居宅において金五 千円

同年四月中旬頃同所において金弍万円

同年五月頃同所において金参万円

四、 同年六月頃同所において金弍万円

五、 同年七月頃同所において金参万円

同年八月十二、三日頃同所において金弍万円 六、

七、 同年八月下旬頃同郡c村大字d字eの一軒家裏において金参万円

同年十月中旬頃前記居宅において金参万円 八、

九、 同年十一月上旬頃同所において金弍万円 同年十二月二十七日頃同所において金参万円

同年十二月二十八日頃同所において金弍万円

(=)前同土木請負業者Bから

昭和二十五年八月初旬頃前記居宅において金壱万円

同年九月末頃同所において金壱万円 同年十月中旬頃同郡f町g丁目M方二階において金壱万円

四、 同年十一月初旬頃同町B方において金壱万円

五、 同年同月末頃前記居宅において金壱万円

六、 同年十二月末頃同所において金参万円

 $(\Xi)$ 前同土木請負業者Cから

昭和二十五年九月中旬頃前記居宅において金五千円

二、 同年十二月二十八日頃前記M方二階において金壱万五千円 の各贈与を受け、以てその職務に関し賄賂を収受したものである。 (証拠)

検察官作成のA(第一、二回)、B(第二回、C(第一回)の各供述調書 謄本

裁判官の証人Cに対する等尋問書

原審第二回公判調書中証人Cの供述

同第二回公判調書中証人Dの供述

同第四回公判調書中証人Mの供述 A外二名に対する贈賄等被告事件の第二回公判調書謄本中証人G、同H、 同Ⅰの各供述

- 同事件の第三回公判調書謄本中証人J、同K、同Fの各供述
- D、Eの検察官に対する各第一回供述調書
- Fの検察官に対する第一回供述調書謄本
- 被告人の司法警察員に対する第一、二回供述調書並びに検察官に対する第 -乃至第三回供述調書(各一部) の各記載を綜合してこれを認定する。

法律に照すと、被告人の所為中原判示の各虚偽公文書作成の点は各刑法第百五十 六条、第百五十五条第一項、第六十条に、各同行使の点は各同法第百五十八条第一 項、第百五十六条、第百五十五条第一項、第六十条に、詐欺の点は同法第二百四十 六条第一項、第六十条に、前示各収賄の点は各同法第百九十七条第一項前段にいず れも該当し、各虚偽公文書作成、同行使、詐欺の各所為は順次手段結果の関係があり、各虚偽公文書の一括行使の点は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるか り、各虚偽公文書の一指行後の点は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから、同法第五十四条第一項前段、後段、第十条に則り、犯情の最も重い虚偽公文書 (二四水堤設第四号) 行使罪の刑を以て処断すべきところ、これと各収贈の所為と は同法第四十五条前段の併合罪であるから、第四十七条但書、第十条を適用し、最 も重い前者の刑に法定の加重をなした刑期範囲内において、被告人を主文の刑に処 し、なお同法第百九十七条の四を適用し、被告人が本件収賄の罪により収受した賄 路はいずれもこれを没収することができないので、金参拾五万五千円を被告人から 追徴することとし、また原審並びに当審において生じた訴訟費用は、刑事訴訟法第

百八十一条第一項に従い、全部を被告人をして負担させることとする。 よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)